

札幌市

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例

（排出日時等の遵守義務）

第31条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、当該土地又は建物の管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら処分できない一般廃棄物を排出しようとするときは、市の定める排出日時、排出場所、排出方法等を遵守しなければならない。

2 前項の排出場所のうち、市が家庭廃棄物を定期的に収集するための家庭廃棄物の一時的な排出場所（以下「ごみステーション」という。）の位置は、別に定めるところにより、ごみステーションを利用しようとする市民が、市長と協議の上、定めるものとする。

（家庭廃棄物の収集又は運搬の禁止等）

第31条の3 市（市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、ごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち市長が指定するものをごみステーションから収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、同項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬しないよう命ずることができる。

（罰則）

第54条 第31条の3第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

附則（平成21年2月25日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第31条第2項のごみステーションに排出された改正後の第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物をごみステーションから収集し、又は運搬する行為（この条例の施行の日前のものに限る。）に対する同条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第31条の3第2項の規定による命令に違反する行為（附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前のものに限る。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則

（収集又は運搬を禁止する家庭廃棄物）

第15条の2 条例第31条の3第1項の市長が指定する家庭廃棄物は、次に掲げる容器で家庭廃棄物となったものとする。

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成7年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第1号）別表第一一の項に掲げる容器

商品の容器のうち、主として鋼製のものであって、次に掲げるもの

(一) 缶（カップ形のものを含む。）

(二) (一)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器

(三) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの

(2) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一二の項に掲げる容器

商品の容器のうち、主としてアルミニウム製のものであって、次に掲げるもの

(一) 缶（カップ形のものを含む。）

(二) チューブ状の容器

(三) 皿

(四) (一)から(三)までに掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器

(五) 容器の栓、ふた、キャップその他これらに類するもの

(3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則別表第一七の項に掲げる容器

商品の容器のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製のものであって次に掲げるもののうち、飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの

(一) 瓶

(二) (一)に掲げるものに準ずる構造、形状等を有する容器

（収集運搬禁止命令）

第15条の3 条例第31条の3第2項の規定による命令は、収集運搬禁止命令書（様式3の2）により行うものとする。

附則（平成21年2月25日規則第8号）

省略

さいたま市

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

（家庭系廃棄物の排出方法）

第26条 市民は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を分別し、所定の場所に適正に排出しなければならない。

（資源物の所有権等）

第26条の2 前条第1項の規定により排出された家庭系廃棄物のうち、再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるもの（次項において「資源物」という。）の所有権は、市に帰属する。

2 市又は市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

附則（平成16年10月20日条例第54号）

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

（資源物で規則で定めるもの）

第11条の2 条例第26条の2第1項の再生利用を目的として分別して収集する資源物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック等）
- (2) 缶
- (3) 繊維

（市長が指定する者）

第11条の3 条例第26条の2第2項の市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市と資源物の収集運搬に係る委託契約を締結している者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

附則（平成16年11月22日規則第99号）

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

千葉市

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

（廃棄物の排出）

第20条の2 占有者等は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定排出物の収集又は運搬の禁止等）

第20条の4 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所（以下「ごみステーション」という。）に排出された家庭系廃棄物のうち、市長が指定するもの（以下「指定排出物」という。）の収集又は運搬をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をしている者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して指定排出物の収集又は運搬をした者に対し、当該収集又は運搬に係る指定排出物を原状に回復すること及び当該ごみステーション又は当該ごみステーション以外の他のごみステーションに排出された指定排出物の収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

4 市長は、第2項又は前項の規定による命令を受けた者が、当該命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第9章 罰則

第52条 第20条の4第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第53条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則（平成22年9月8日条例第90号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条の次に3条を加える改正規定（第20条の2及び第20条の4第1項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則

（資源物等の収集又は運搬をすることができる者）

第5条の5 条例第20条の4第1項に規定する市長が指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市と一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- (2) 本市と古紙類及び布類の分別収集事業に係る協定を締結している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

（指定排出物）

第5条の6 条例第20条の4第1項に規定する指定排出物は、びん、缶、ペットボトル、古紙類、布類及び不燃ごみとする。

（収集又は運搬の禁止命令）

第5条の7 条例第20条の4第2項又は第3項に規定する命令は、収集・運搬禁止命令書（様式第1号の3又は様式第1号の4）により行うものとする。

（公表）

第5条の8 条例第20条の4第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について公告その他適当な方法により行うものとする。

- (1) 違反者の氏名及び住所（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）にあつては、名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 違反の日時
- (3) 違反に供された車両の登録番号
- (4) 違反の内容
- (5) 命令の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

附則（平成22年9月8日規則第58号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に7条を加える改正規定（第5条の5及び第5条の6に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

横浜市

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

（家庭から排出される廃棄物の排出）

第25条の2 占有者等は、法第6条第1項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（廃棄物の持去りの禁止等）

- 第25条の4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。
- 2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。
- 3 市長は、第1項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

（罰則）

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則（平成16年3月5日条例第13号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成24年6月5日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。
（平成25年1月規則第1号により同年4月1日から施行する。ただし、第50条の次に2条を加える改正規定は、同年7月1日から施行）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

（禁止命令書等）

第8条の2 条例第25条の4第3項の規定により命令を行うときは、禁止命令書（第3号様式）により行うものとする。

附則（平成25年1月15日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

相模原市

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例

（家庭系廃棄物の排出）

第15条 市民は、家庭系廃棄物を一般廃棄物処理計画の定める分別の方法に従い、同計画に定める所定の場所（以下「集積場所」という。）に適正に排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止）

第28条 市及び市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者以外の者は、集積場所に排出された古紙、ガラスびん、缶等資源化の対象となる物として市長が指定するものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

（罰則）

第58条 第28条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則（平成21年12月22日条例第70号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第58条の規定は、平成22年7月1日から施行する。

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等施行規則

（資源化の対象となる物）

第13条 条例第28条第1項の規定による資源化の対象となる物として市長が指定するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック及び紙製の容器包装物
- (2) びん類
- (3) かん類
- (4) 金物類
- (5) 布類

附則（平成22年3月31日規則第63号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新潟市

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（家庭系廃棄物の排出方法等）

- 第17条 市民は、自ら処理しない家庭系廃棄物については市の一般廃棄物処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。
- 2 市民は、家庭系廃棄物を排出する場合は、規則で定める排出方法を遵守し、市民が設置する家庭系廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）等へ持ち出さなければならない。
- 3 ごみ集積場は、あらかじめ市長に届け出て、市民が共同で設置するものとし、市民は、清掃を行う等により、そのごみ集積場の清潔の保持に努めなければならない。

（家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止等）

- 第18条 市及び規則で定める者以外の者は、ごみ集積場に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、家庭系廃棄物を収集し、又は運搬しないように命ずることができる。

（罰則）

第49条 第18条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附則（平成23年6月28日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の改正規定（第2項に係る部分に限る。）は、平成23年11月1日から施行する。

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則

（家庭系廃棄物の収集又は運搬を行うことができる者）

- 第7条の2 条例第18条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。
- (1) 家庭系廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であって、市の委託を受けて当該委託に係る家庭系廃棄物の収集又は運搬を行うもの
- (2) 市の登録を受けて古紙、古繊維、びん、缶又はペットボトル（以下「古紙等」という。）の回収を行う団体（以下「集団資源回収活動団体」という。）に属する者であって、当該集団資源回収活動団体の活動として、当該集団資源回収活動団体が清掃その他の管理行為に関与するごみ集積場から古紙等の収集又は運搬を行うもの
- (3) 市の登録を受けて古紙等の収集又は運搬を業として行う者であって、集団資源回収活動団体の委託を受けて、当該集団資源回収活動団体が清掃その他の管理行為に関与するごみ集積場から古紙等の収集又は運搬を行うもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

（家庭系廃棄物の収集又は運搬の禁止の命令）

第7条の3 条例第18条第2項の規定による命令は、別記様式第5号の2による収集運搬禁止命令書により行うものとする。

附則（平成23年6月29日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正規定（第7条の3に係る部分に限る。）は、平成23年11月1日から施行する。

名古屋市

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の減量を目的として市民が市と協働で行う古紙の集団回収の円滑な実施を確保するため、古紙の持去り防止について、第三者による古紙の収集及び運搬の禁止その他の必要な事項を定めるものとする。

（古紙の収集又は運搬の禁止）

第2条 集団資源回収実施団体（名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成4年名古屋市条例第46号）第12条に規定する集団回収等の廃棄物の減量を目的とする市民の自主的な活動を行う団体のうち古紙の集団回収を行う団体として市長が指定した者をいう。）が指定した者以外のものは、所定の場所（集団資源回収実施団体が指定して市長に届け出た場所をいう。）に排出された古紙を収集し、又は運搬してはならない。

（勧告及び命令）

第4条 市長は、第2条の規定に違反して古紙を収集し、又は運搬する者に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。
2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対して、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（公表等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。
2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により公表した情報を関係機関等に提供することができる。

（過料）

第6条 第4条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附則（平成23年12月8日条例第42号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、同年10月1日から施行する。

名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例施行細則

（定義）

第2条 条例第2条に規定する「古紙」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌、書籍その他これらに類するもの
- (3) 段ボール
- (4) 紙パック
- (5) その他資源化可能な紙

（集団資源回収実施団体の指定）

第3条 条例第2条の規定による集団資源回収実施団体の指定（以下「指定」という。）を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において古紙の集団回収を行うこと。
- (2) 営利を目的としていないこと。
- (3) 構成員の数が10人以上であること。

（勧告）

第7条 条例第4条第1項の規定による勧告は、収集・運搬禁止勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（命令）

第8条 条例第4条第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第5号様式）により行うものとする。

（氏名等の公表）

第9条 条例第5条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 命令を受けた者の氏名及び住所
- (2) 命令の概要

（過料）

第12条 条例第6条の規定により科すべき過料の額は、5万円とする。

附則（平成24年5月2日規則第89号）

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第7条から第12条までの規定は同年10月1日から施行する。
- 2 この規則の規定に基づく集団資源回収実施団体の指定の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

京都市

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（占有者等の自己処理の基準等）

第 18 条

2 占有者等は、自ら処分しない一般廃棄物（排出禁止物及び特別管理一般廃棄物を除く。）については、一般廃棄物処理計画に従って適正に分別し、所定の場所に集める等本市が行う一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

（特定資源ごみ等の収集又は運搬の禁止等）

第 18 条の 2 本市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画において定められた場所に置かれた次に掲げる一般廃棄物（以下「持去り禁止ごみ」という。）を無断で収集し、又は運搬することにより、本市が法及びこの条例に基づき持去り禁止ごみを適正に処理しなければならない義務を適切に履行することを妨げてはならない。

- (1) 市長が指定する袋に入れられた別表第 1 備考 1 に規定する特定資源ごみ（プラスチック製の容器及び包装を除く。）
- (2) 本市が収集する粗大ごみ

2 市長は、前項の規定に違反して、持去り禁止ごみを無断で収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止、当該無断で収集し、又は運搬した持去り禁止ごみの返還その他の必要な措置を採ることを命じることができる。

別表第 1

備考

- 1 「特定資源ごみ」とは、市長が指定する缶、ガラスびん、ペットボトル並びにプラスチック製の容器及び包装をいう。

附則（平成 22 年 11 月 17 日条例第 33 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

岡山市

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

（収集又は運搬の禁止等）

- 第21条の2 第24条第3項の規定により設置されたごみ集積場に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶その他再利用の対象となる物として市長が規則で指定するものについては、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（家庭系廃棄物の排出方法等）

- 第24条 市民は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、市の処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。
- 2 市民は、家庭系廃棄物（粗大ごみを除く。）を排出する場合は、規則で定める排出日時及び排出方法を遵守し、所定の集積場へ持ち出さなければならない。
- 3 前項に規定する家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置するものとし、当該市民は清掃を行うこと等により、その集積場を適切に管理しなければならない。

- 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
- (1) 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者

（両罰規定）

- 第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

附則（平成17年3月17日条例第81号）

- この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第21条の次に1条を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

（収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物）

- 第9条の2 条例第21条の2に規定するその他再利用の対象となる物として市長が指定するものは、空き缶、ガラスびん、ペットボトル、古紙及び古布とする。

（命令書）

- 第44条 条例第21条の2第2項、第27条の2第1項及び第2項、第29条第5項並びに第33条の規定による命令は、命令書（様式第48号）により行うものとする。

（過料）

- 第45条 条例第53条の規定により過料の処分をしようとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（様式第49号）により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。
- 2 条例第53条の規定による過料の処分は、その相手方に対し、過料処分通知書（様式第50号）を交付して行うものとする。
- 3 条例第53条の規定による過料の処分により賦課される過料の納期限は、当該処分の日の属する月の翌月の末日とする。

附則（平成17年3月17日規則第91号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第9条の次に1条を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

熊本市

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（一般廃棄物の搬出方法等）

第 1 0 条 市民は、定期収集家庭廃棄物を市の定期の収集により処分しようとする場合は、適正に分別し収集場所に搬出する等、市が行う処理に協力しなければならない。

3 市民は、定期収集家庭廃棄物のうち、規則で定める燃やすごみ（以下「燃やすごみ」という。）及び規則で定める埋立ごみ（以下「埋立ごみ」という。）を市の定期の収集により処分しようとするときは、指定収集袋に収納し、収集場所に搬出しなければならない。ただし、指定収集袋に収納することができないもので規則で定めるものについては、規則で定める方法により、収集場所に搬出しなければならない。

（収集場所の管理）

第 1 2 条 前条の収集場所は、これを利用する者が管理しなければならない。

（資源物等の収集運搬の禁止等）

第 1 2 条の 2 市及び規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、収集場所に搬出された定期収集家庭廃棄物のうち、新聞紙、缶その他再資源化等の対象となる物として規則で定めるもの（以下これらを「資源物等」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市は、市民と協力することにより、市等以外の者が前項の規定に違反して資源物等を収集し、又は運搬することがないよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、市等以外の者が第 1 項の規定に違反して、資源物等を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（罰則）

第 2 1 条 第 1 2 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第 2 2 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則（平成 1 9 年 3 月 1 3 日条例第 4 5 号）

（平成 1 9 年 9 月 1 9 日規則第 7 1 号で第 1 2 条の次に 1 条を加える改正規定は平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行し、第 2 0 条の次に 2 条を加える改正規定は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行）

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（資源物等の収集運搬の禁止等）

第 1 6 条 条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規則で定める者は、集団回収登録団体に属する者及び当該団体の委託を受けた集団回収登録業者（市が収集場所において定期収集家庭廃棄物の収集を行う日以外の日において、当該集団回収登録団体の行う再生資源集団回収活動として、又は当該活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。）とする。

2 条例第 1 2 条の 2 第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げる物とする。

- (1) 新聞折込みちらし、段ボール、雑誌その他再資源化等の対象となる古紙（新聞紙を除く。）
- (2) 自転車
- (3) ペットボトル
- (4) 衣類その他再資源化等の対象となる古布
- (5) なべ、やかん、フライパン及びかま
- (6) ガラスびん
- (7) 乾電池

（収集運搬禁止命令）

第 1 7 条 条例第 1 2 条の 2 第 3 項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（様式第 1 2 号）により行うものとする。

附則（平成 1 9 年 9 月 1 9 日規則第 7 2 号）

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

久留米市

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（市民の責務）

第3条

2 自ら処分しない家庭系廃棄物（粗大ごみを除く。）については、市長が定める方法により、あらかじめ届け出た場所（以下「集積所」という。）に排出しなければならない。この場合において、燃やせるごみ及び燃やせないごみについては、指定袋に収納しなければならない。

（資源物の収集又は運搬の禁止等）

第3条の2 市及び規則で定める者以外の者は、第3条第2項の規定により設置された集積所に排出された家庭系廃棄物のうち、再利用の対象となるものとして市長が規則で定めるもの（以下「資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。

4 市長は、市及び規則で定める者以外の者が第1項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（罰則）

第22条 第3条の2第4項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則（平成22年12月17日条例第46号）

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（資源物の収集運搬の禁止等）

第2条の2 条例第3条の2第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市から資源物の収集及び運搬業務の委託を受けた者
- (2) 市と資源物収集に関する協定を締結している者であって、市が定める一般廃棄物の収集計画に従い、資源物の収集及び運搬を行う者
- (3) 資源回収登録団体（団体活動の活性化と資源物の有効活用を図るため、資源物を定期的に回収する活動（以下「集団回収活動」という。）を行う自治会、子ども会その他の市民団体であって、かつ、当該活動が営利を目的としないものである団体として市に登録された団体をいう。以下同じ。）に属する者（資源回収登録団体が行う集団回収活動で、市が定める収集日（条例第3条第2項の規定により市長が地域ごとに定めた家庭系廃棄物の収集日をいう。）以外の日において、当該資源回収登録団体が収集場所として、あらかじめ市長に届出をした集積所から収集し、又は運搬する場合に限る。）
- (4) 資源回収登録業者（資源回収登録団体から集団回収の収集又は運搬業務の委託を受けた者であって、市が定める収集日以外の日において、当該資源回収登録団体が収集場所としてあらかじめ市長に届出をした集積所から、収集及び運搬する場合に限る。）
- (5) 資源物集積所の管理者

2 条例第3条の2第1項の規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞紙
- (2) ダンボール
- (3) 雑誌類
- (4) 布類
- (5) 缶類
- (6) ビン類
- (7) ペットボトル
- (8) なべ、やかん等の金属製品
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

（収集運搬の禁止命令）

第2条の3 条例第3条の2第4項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書（第2号様式の3）により行うものとする。

附則（平成23年5月13日規則第78号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

飯塚市

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例

（占有者の義務等）

第14条 占有者は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の指定袋に収納して所定の場所に排出する等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

（再生資源物の収集等の禁止）

第15条の3 市又は市の委託を受けて廃棄物の収集若しくは運搬を行う者以外の者は、再生資源物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反したと認める者に対し、再生資源物を収集し、又は運搬する行為を行わないよう命ずることができる。

附則（平成20年3月31日条例第22号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例施行規則

（再生資源物）

第5条の2 条例第15条の2の再生資源物は、市が収集することを目的として、市が指定する方法により適正に区分された一般廃棄物のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌等の紙類
- (2) ダンボール
- (3) 牛乳パック
- (4) 布類
- (5) ビン類
- (6) 缶類
- (7) くず鉄・古銅類
- (8) ペットボトル
- (9) 白色トレイ
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

附則（平成20年3月31日規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

田川市

田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（資源物の所有権等）

第9条の2 市が指定する集積場所に搬出された資源物（市が再生利用を目的として分別収集する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の所有権は、市に帰属する。この場合において、市又は市長が指定する者以外のものは、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

附則（平成18年7月3日条例第21号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

築上町

築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

（一般廃棄物の抜き取り禁止）

第9条 第7条に規定する一般廃棄物についての一定の計画で定める家庭系一般廃棄物の集積場所に、排出された一般廃棄物のうち、缶、びん、新聞、雑誌、段ボールについて、町長の指定する者以外の者が、これを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、前項の規定に違反して収集又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

（罰則）

第17条 第9条第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附則（平成24年3月23日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

世田谷区

世田谷区清掃・リサイクル条例

（収集又は運搬の禁止等）

第31条の2 第35条第1項に規定する一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 区長は、区長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第79条 次の各号の一に該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1) 第31条の2第2項の規定による命令に違反した者

第82条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附則（平成15年12月9日条例第81号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第79条の改正規定は、平成16年3月10日から施行する。

世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則

（収集又は運搬の禁止の対象となる廃棄物等）

第22条の2 条例第31条の2第1項に規定する再利用の対象となる物として区長が指定するものは、古紙、ガラスびん及び缶とする。

2 条例第31条の2に規定する区長が指定する者は、世田谷リサイクル協同組合とする。

（収集又は運搬の禁止命令）

第22条の3 条例第31条の2第2項の規定による収集又は運搬の禁止命令は、その処分の理由及び内容を記載した書面により行うものとする。

附則（平成15年12月9日規則第122号）

この規則は、公布の日から施行する。